

議事要旨

会合名称： 第9回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG（WG1）

開催日時： 2020年1月20日（月）16:00～18:00

議事内容：

1. 民法改正対応以外の論点について

（1）関連資料の説明

専門委員より（資料9-3）に基づき、民法改正対応以外の下記の論点について提示され、説明が行われた。

- 第1 セキュリティ
- 第2 プロジェクトマネジメント義務及び協力義務
- 第3 契約における「重大な過失」の明確化
- 第4 上流工程への遡及
- 第5 再構築対応

（2）討議

上記（1）の関連資料の説明その他について各委員から意見等が挙げられ、議論が行われた。主な議論は以下。

- 第三者ソフトウェアを利用する際のユーザに対する説明義務のような問題もあるのではないか。
- ユーザがきちんと仕様書にそって検査仕様書を作って検査を行うのが理想だが、揉めた案件では、検査仕様書がきちんとできていないケースが多い。実態とあっているのか疑問を感じる。実態に合わせてテスト仕様書作成の条文は変えた方がよいかもしれない。
- 第4に関しての判断傾向は見えてきているので、解説に書くことでよいのではないか。ある程度裁判例が積み重なってきていると思う。
- 第2と第4については、裁判例を整理して何が言えるかを検討する。

2. セキュリティに関する論点について

（1）関連資料の説明（セキュリティ検討PTからの報告）

- ・委員より（資料9-5）に基づき、セキュリティ対策ガイドラインの活用イメージについて説明が行われ、イメージが共有された。
- ・委員より（資料9-7）に基づき、セキュリティガイドラインの概要について説明が行われた。
- ・委員より（資料9-8）に基づき、セキュリティガイドラインをベースとしたモデルプロセスの策定にあたり、関係者のコンセンサスを得たい事項について説明が行われ、問題が共有された。
- ・委員より（資料9-6）に基づき、今後のスケジュール案について説明が行われ、確認された。
- ・委員より（資料9-9）に基づき、セキュリティ関連の条項案について説明が行われた。

（2）討議

上記（１）の関連資料の説明その他について各委員から意見等が挙げられ、議論が行われた。主な議論は以下。

- セキュリティガイドラインとセキュリティ仕様書の関係については、現時点のPTの意見であるが、ガイドラインから実装するものは転記して仕様書に記載し、しないものは理由を記載するという事で、ガイドラインと契約書は明確に分離するイメージになっている。
- 全てのセキュリティ対策に共通で最低限必要になるという部分と、そうではないオプション的な部分があり、後者についてはオプトアウトなのかオプトインなのか、という整理が必要である。
- ガイドラインをどのように維持管理するかは現在調整中だが、維持管理はしていく方針。

以上